

上市町公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 上市町公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務(以下「本業務」という。)を行うにあたり、提案者の企画提案を公正かつ厳正に審査し、受託候補者を選定するため、上市町公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本業務に係る提案者の企画提案に対する評価に関すること。
- (2) その他提案者の企画提案に対する審査に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 財務課長
- (4) 町民課長
- (5) その他町長が適当であると認める者

(委員長等)

第4条 審査委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が不在のとき若しくは欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、非公開とする。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(書面による会議)

第6条 委員長は、次のいずれかに該当する場合は、全ての委員に対し書面により賛否を求め、その結果をもって会議の議決とすることができる。

- (1) 緊急に会議の議決を要し、これを招集する時間的余裕がない場合

(2) 会議の日程の調整が困難な場合

(3) 軽微な事案であるため、会議を招集する必要がないと認められる場合

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する書面による会議の議決について準用する。

(決定)

第7条 委員長は、審査委員会が提案者の企画提案を審査したときは、その審査の結果を速やかに町長に報告する。

2 町長は、前項の規定による報告があった場合は、当該報告の内容に基づき受託候補者を決定する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、町民課において処理する。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する